

区として議論していただきたい論点

■特養、グループホーム等施設の整備を進めるための方策について（資料2～資料4）

区では、介護が必要となっても、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。

地域での生活を継続するためには、多様な在宅サービスが整備されている必要がある。一方で、単身や寝たきりなどの場合には、施設サービスが必要とされることから、特別養護老人ホームについても、一定程度の定員数を確保する必要があると考えている。

しかし、特別養護老人ホームの整備においては、用地の確保が大きな課題となっているほか、グループホームや小規模多機能型居宅介護等の整備においては、同種のサービスの偏在に留意しながら整備計画を策定していく必要がある。

今後の高齢者施設の計画的な整備のため、区としてどのような方向性で取り組むべきか。

■中野区の介護事業所における人材の質・量の確保を図るための方策について (資料5～資料9)

介護人材については、人材の確保・育成・定着の3つの視点から検討する必要がある。

国は、地域医療介護総合確保基金の創設や、介護報酬における処遇改善加算などを実施し、総合的な介護人材確保対策に取り組んできた。都や区においても、それぞれの特性を踏まえた役割に応じて、人材育成・定着支援のための研修や資格取得費用の助成などの施策を行ってきた。

区では、介護職員初任者研修をはじめ、介護職のキャリアパスの各段階に応じた研修費用等の助成や、介護未経験者向けの「介護に関する入門的研修」を実施し、講習と一体的に事業所とのマッチングを行う取組等を行っている。また、令和5年度からは、介護分野の人材の更なる確保・定着のため、介護職員宿舍借り上げ支援事業を開始している。

今後、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となる、2040年に向け介護人材不足が更に深刻化することが想定される中、介護人材の確保・育成・定着の更なる推進が必要であると考え、どのような取組を行うべきか。